諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:令和4年2月9日(令和4年(行情)諮問第145号)

答申日:令和5年1月16日(令和4年度(行情)答申第468号)

事件名:矯正施設収監時の国民年金保険料免除に係る規定・政令の不開示決定

(行政文書非該当) に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「矯正施設収監時の国民年金保険料免除に係る厚生労働省の(規定・政令)の文書」(以下「本件対象文書」という。)につき,行政文書に該当しないとして不開示とした決定は,妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。) 3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年1 1月1日付け厚生労働省発1101第1号により厚生労働大臣(以下「厚 生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決 定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというもの である。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 原処分の開示決定通知書内にある「不開示とした部分とその理由」に て, 「一般に法令は公布の手続きが踏まれ, 官報に掲載されることによ り広く周知が図られていることから」としている。
- (2)上記(1)の理由の前提からして虚偽があり成立していないため、そもそも知る必要があるため、開示請求を行っている。
- (3) 上記(1) は今だ、審査請求人に対してにすら全く周知行為を行っていないのが証拠なため、上記(1)は、虚偽であり理由としてなり立っていない。

又,行政法9条2項(原文ママ)違反にも該当しており,教示も該当 する資料も審査請求人に行わず,該当しないモノを交付する対応を行っ ている。

(4) 令和3年10月15日付け厚生労働省発年1015第4号の文書内の 1頁では、「国民年金法の規定及び告示が該当する」等とした旨のとお り、一般的に「告示」は含まれて周知されていない上、「規定」の概要 の記載は周知されていても詳細な部分は周知されていないため,本開示請求を行っているのであるから,法2条2項に規定する行政文書に該当する。又,仮に周知が図られていようと行政文書として存在しているのであれば開示して問題無いはずである。

又, 周知をそもそも行政法9条2項(原文ママ)に基づき求めても行わないから開示請求に至った経緯もある。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1)審査請求人は、開示請求者として、令和3年9月10日付け(同月13日受付)で、処分庁に対し、法3条の規定に基づき、本件対象文書の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁は、審査請求人が開示を求める文書については、 国民年金法(昭和34年法律第141号)90条の規定及び同条に基づ く告示が該当すると思料されることから、開示請求によらず行政サービ スとして対応可能であり、このまま開示請求を行うか審査請求人に確認 をしたところ、開示請求を行うことの確認がされた。
- (3)上記(2)の経緯の下で、処分庁は、原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、令和3年11月8日付け(同月11日受付)で本件審査請求を提起したものである。
- (4) なお、処分庁は、審査請求人に対して、該当する国民年金法の規定及 び関係する日本年金機構のホームページの写しを行政サービスとして原 処分と併せて送付している。
- 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

- 3 理由
- (1) 本件開示請求について
 - ア 審査請求人は、本件開示請求において、本件対象文書の開示を求めている。
 - イ 処分庁は、国民年金保険料免除について、矯正施設収監時に係る特 段の定め等はないことから、一般的な定めである国民年金法90条及 び同条に基づく告示(国民年金法90条1項等の規定に基づき厚生労 働大臣が指定する期間(平成21年厚生労働省告示第529号))が、 審査請求人の求める文書に該当すると判断しており、当該文書の特定 は妥当である。
- (2) 原処分の妥当性について
 - ア 審査請求人の求める文書は、上記(1)イのとおり、法令そのもの と解するのが相当である。
 - イ この点、法に基づく開示請求権は、行政機関が保有する行政文書の

開示を求める権利であるところ,法2条2項1号の規定により,「官報,白書,新聞,雑誌,書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」は行政文書に該当せず,従って,開示請求の対象とならない。

- ウ これは、一般に容易に入手・利用が可能なものは、開示請求権制度 の対象とする必要がなく、対象とした場合には、図書館代わりの利用 等制度の趣旨に合致しない利用が見込まれるためと解されるところ、 制定・改廃された法令については、官報により公布され、法令集にも 掲載されるものであるから、法2条2項1号に該当し、行政文書には 当たらない。
- エ 以上のとおり、審査請求人の求める文書は開示請求の対象とはならないから、これを不開示とした原処分は妥当である。

4 結論

したがって、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年2月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年12月22日 審議
- ④ 令和5年1月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、国民年金保険料免除に係る官報告示案 を開示するとともに、本件対象文書については、法2条2項に規定する行 政文書に該当しないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求 人は、本件対象文書は同項に規定する行政文書に該当し、開示すべき旨を 主張している。

これについて, 諮問庁は, 本件対象文書を不開示としたことは妥当であるとしていることから, 以下, 本件対象文書の行政文書該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の行政文書該当性について
- (1) 経緯について
 - ア 諮問書に添付された2度にわたる求補正書等によると,処分庁は, 審査請求人に対して,本件対象文書については,国民年金法の規定及 び同法の規定に基づく告示が該当すると思われること,並びに厚生労 働省の行政文書ではないが日本年金機構のウェブサイトの該当箇所も 併せて,これらを開示決定によらず,行政サービスとして送付するこ とが可能であることを説明し、開示請求の取下げの有無の確認を求め

たが、審査請求人からはいずれも開示請求を行う旨が確認されている。

- イ 上記アの経緯の下、処分庁は、原処分において、国民年金法の規定 に基づく告示案を開示したほか、本件対象文書は、法2条2項に規定 する行政文書に該当しないとして不開示とし、また、原処分と併せて、 行政サービスとして、国民年金法の規定及び関係する日本年金機構の ウェブサイトの写しを審査請求人に送付している。
- (2) 諮問庁は、原処分の妥当性について、理由説明書(上記第3の3)において、おおむね以下のとおり説明する。
 - ア 処分庁は、国民年金保険料免除について、矯正施設収監時に係る特 段の定め等はないことから、一般的な定めである国民年金法90条及 び同条に基づく告示(国民年金法第90条第1項等の規定に基づき厚 生労働大臣が指定する期間(平成21年厚生労働省告示第529号)) が本件対象文書に該当すると判断しており、当該文書の特定は妥当で ある。
 - イ 本件対象文書は、上記アのとおり、法令そのものと解するのが相当であり、この点、法に基づく開示請求権は、行政機関が保有する行政文書の開示を求める権利であるところ、法2条2項1号の規定により、「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」は行政文書に該当せず、したがって、開示請求の対象とはならない。
 - ウ 制定・改廃された法令については、官報により公布され、法令集に も掲載されるものであるから、法2条2項1号に該当し、本件対象文 書は、行政文書に該当しない。
- (3) 当審査会において、上記(2) アに掲げる国民年金法90条及び諮問書に添付された当該告示を確認したところ、同条1項では、同項各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとするなど、国民年金保険料の全額免除について規定されていることが認められ、また、当該告示には、国民年金保険料の免除に係る期間について指定されていることが認められ、諮問庁が、本件対象文書は、同法90条及び同条に基づく告示が該当するとしていることは、相当であると認められる。

そして、法令は、公布の手続が踏まれ、官報に掲載されることにより 広く周知が図られており、法令の条文については、不特定多数の者に販 売することを目的として発行されている法令集などにより容易に入手が 可能であることから、法2条2項の行政文書に該当せず、法の開示請求 権制度の対象とする必要はないものと解すべきであり、本件対象文書が 行政文書に該当しないとする諮問庁の説明は妥当である。 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、法2条2項に規定する行政文書 に該当しないとして不開示とした決定については、本件対象文書は行政文 書に該当しないと認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡,委員 久末弥生,委員 葭葉裕子